

今治市多々羅温泉に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：産業部観光課

今治市多々羅温泉の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地 今治市上浦町井口7848番地1

(2) 施設の設置目的 市民の福祉の向上と健康の増進を図り、憩いと交流の場として親しまれることを設置目的とする。

2 募集の概要

(1) 応募受付期間 平成29年12月21日（木）～平成29年12月28日（木）

(2) 応募者（1団体）

団体名	代表者名	住所
特定非営利活動法人 輝け上浦	理事 國政 末廣	今治市上浦町井口5792番地1

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市多々羅温泉指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、合計点数の最も高い団体を指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		25点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用（地元雇用・再雇用） ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、特定非営利活動法人輝け上浦を指定予定者として選定した。

団体名	特定非営利活動法人輝け上浦
審査基準Ⅰ	適
審査基準Ⅱ	26.4
審査基準Ⅲ	25.0
審査基準Ⅳ	18.0
審査基準Ⅴ	9.9
審査基準Ⅵ	3.0
審査基準Ⅶ	18.0
合計	100.3

- 審査基準Ⅰについては、適正と評価された。
- 審査基準Ⅱについては、地元で積極的に活動している個人・団体等との連携による地域に愛される交流拠点として、また、地元旅館等との協力による利用促進への取り組みが評価された。
- 審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（48,200千円（5年間））以内であり、適正と認められた。
（指定管理料基準額：特定非営利活動法人輝け上浦 47,500千円（5年間））
- 審査基準Ⅳについては、職員配置や勤務ローテーションの計画、統括責任者及び副責任者の配置による執行体制、また、有資格者の配置が適切に計画されている点が評価された。
- 審査基準Ⅴについては、地元雇用を優先して行い、現在も勤務している職員を継続雇用する計画が評価された。
- 審査基準Ⅵについては、当法人には過去に施設の管理運営に携わっていた職員が在籍しており、経験者を施設に配置予定であることから適切に管理運営を行えると認められた。
- 審査基準Ⅶについては、イベントや集客の計画、管理運営など業務実施への熱意が感じられ、指定管理業務の実施に期待できることが評価された。
- 以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、「特定非営利活動法人輝け上浦」を指定予定者として選定した。
- なお、管理運営にあたり人命を預かっているという意識を強く持ち、危機管理研修などを行い体制強化をしていただきたい。また、一つ一つの計画を早めに実行に移すようにと要望する意見が出たことも報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで